

第3章. 予算、収支計画及び資金計画

1. 第4期中長期における目標設定の考え方

予算、収支計画、資金計画について、別表 - 1～3 のとおり適正に実施した。

2. 第4期中長期における取組

- (1) 予 算 (別表 - 1 のとおり)
- (2) 収支計画 (別表 - 2 のとおり)
- (3) 資金計画 (別表 - 3 のとおり)

(1) 予算

別表 - 1

(単位：百万円)

区 分	実 績 額				
	H28	H29	H30	R1	R2
収入	9,585	11,789	11,679	11,041	10,298
運営費交付金	8,665	8,627	8,577	8,630	8,667
政府出資金収入	-	-	2,000	-	-
施設整備費補助金	417	2,607	346	1,694	731
技術研究開発費補助金	-	-	271	322	312
受託収入	332	401	343	207	348
施設利用料等収入	137	129	113	137	214
その他事業収入	9	5	10	9	9
寄附金収入	12	4	2	0	1
雑収入	14	16	15	42	14
支出	8,685	11,390	9,531	10,762	9,874
業務経費	3,008	3,556	3,751	3,678	3,506
施設整備費	417	2,607	304	1,737	731
技術研究開発費補助金	-	-	271	322	312
受託経費	360	392	323	208	265
人件費	4,292	4,370	4,428	4,372	4,502
一般管理費	609	465	454	446	557

(注) 単位未満を四捨五入しているため合計が合わない場合がある。

(2) 収支計画

別表 - 2

(単位：百万円)

区 分	実 績 額				
	H28	H29	H30	R1	R2
費用の部	8,274	9,060	9,564	9,491	9,272
経常費用	8,274	9,060	9,564	9,491	9,272
研究業務費	5,970	6,686	6,934	7,168	6,912
受託業務費	302	181	680	210	256
一般管理費	1,737	1,612	1,632	1,741	1,725
減価償却費	265	579	318	372	379
その他経常費用	0	1	1	0	0
収益の部	8,284	9,081	9,637	9,646	9,378
運営費交付金収益	7,506	7,907	8,236	7,687	7,621
施設利用料等収入	137	129	113	137	214
その他事業収入	9	7	11	8	9
受託収入	311	190	710	214	257
施設費収益	42	243	23	418	60
補助金等収益	-	-	209	263	286
寄附金収益	1	12	2	2	0
資産見返負債戻入	259	576	315	369	377
賞与引当金見返に係る収益	-	-	-	346	342
退職給付引当金見返に係る収益	-	-	-	158	193
その他収益	19	17	18	45	18
臨時損失	10	11	-	4,930	0
臨時利益	10	12	1	4,930	1
純利益（△純損失）	10	21	73	155	107
前中長期目標期間繰越積立金取崩額	4	4	3	1	1
総利益	14	25	76	157	108

(注) 単位未満を四捨五入しているため合計が合わない場合がある。

(3) 資金計画

別表 - 3

(単位：百万円)

区 分	実 績 額				
	H28	H29	H30	R1	R2
資金支出	9,415	9,774	10,894	10,708	10,529
業務活動による支出	8,621	8,541	8,782	9,369	9,020
投資活動による支出	791	1,233	2,112	1,339	1,504
財務活動による支出	3	-	-	-	5
資金収入	9,334	10,826	13,051	10,266	11,086
業務活動による収入	9,297	9,279	9,344	9,433	9,411
運営費交付金による収入	8,665	8,627	8,577	8,630	8,667
施設利用料等収入	133	125	99	133	112
受託収入	395	482	327	254	263
補助金等収入	-	-	271	322	312
寄附金収入	12	4	2	0	1
その他の収入	92	41	67	94	55
投資活動による収入	37	1,547	1,707	833	1,675
施設費による収入	37	1,546	1,707	832	1,675
その他の収入	0	1	0	1	-
財務活動による収入	-	-	2,000	-	-
政府出資金による収入	-	-	2,000	-	-
期首残高	2,152	2,070	3,122	5,279	4,838
期末残高	2,070	3,122	5,279	4,838	5,395

(注) 単位未満を四捨五入しているため合計が合わない場合がある。

第4章. 短期借入金の限度額

当期の中長期目標期間中は、法人にとっての予見し難い事故等の発生がなかったため、短期借入金を行わなかった。

第5章. 不要財産の処分に関する計画

令和2年度に計画した「寒地土木研究所が統合前に目的積立金で取得し、統合後政府出資として受け入れた固定資産の減価償却に係る現預金積立額を返納する」については、当該年度中に国庫へ返納した。

なお、当期の中長期目標期間中において、上記以外の不要財産の処分に関する計画はない。

第6章. 重要な財産の処分等に関する計画

当期の中長期目標期間中において、前章に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとする計画はない。

第7章. 剰余金の使途

当期の中長期目標期間中は、剰余金の金額などを勘案した結果、「研究開発及び研究基盤整備等目的積立金」の申請を行っていない。

第8章. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

■ 評価指標

表 - 8.0.1 第8章の評価指標および目標値（年度当たり）

評価指標	基準値	H28	H29	H30	R1	R2
コンプライアンス講習会 実施回数（回）	4	6	6	8	8	e-ラーニング ※
任期付研究員採用者数（人）	10	11	9	7	6	2
博士号保有者数（人）	130	122	130	134	124	127
見直し検討会議開催回数（回）	1	1	1	1	1	1
減損の兆候調査の実施回数 （回）	1	1	1	1	1	1
知的財産実施契約率（%）	33.2	39.5	43.4	44.8	47.6	48.0
施設貸出件数（件）	60	81	84	61	56	36

※令和2年度のコンプライアンス講習会は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から参加型の講習会に代えて、e-ラーニング（9月～10月）により実施

■ モニタリング指標

表 - 8.0.2 第8章のモニタリング指標

モニタリング指標	H28	H29	H30	R1	R2
ラスパイレス指数（事務・技術職員）	95.1	93.8	93.7	95.7	94.6
ラスパイレス指数（研究職員）	90.6	90.1	89.5	90.2	89.7
保有資産の見直し結果	なし	なし	なし	なし	なし
知的財産出願数（数）	3	5	2	1	5
知的財産収入（千円）	31,603	42,882	52,050	83,284	53,828
知的財産権利取得数	5	7	10	6	2
施設貸出収入（千円）	96,079	78,787	63,137	46,825	136,961

第1節 施設及び設備に関する計画

1.1 施設の整備・更新

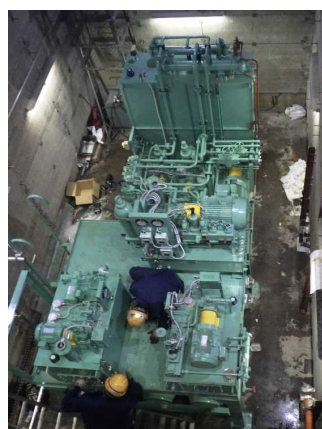
平成28年度から令和2年度において施設整備費当初予算を充当し、施設・設備の計画的な整備・更新に取り組み、年度計画を概ね達成した。

また、補正予算の予算要求から契約手続きの開始までを各年度内に完了し、各次年度早々に契約した。

表-8.1.1 平成28年度から令和2年度の施設整備費による整備・更新

年度	施設・設備		予算額 (千円)	契約額 (千円)
H28	当初 予算	30MN大型構造部材万能試験機改修、輪荷重走行試験機改修、第4実験棟ポンプ施設更新、劣化促進試験設備等改修	422,042	416,910.912
	補正 予算	大型動的遠心力载荷試験設備更新	2,228,520	2,041,200
	合 計		2,650,562	2,458,110.912
H29	当初 予算	土木研究所本館空調設備更新、30MN大型構造部材万能試験機改修、三次元大型振動台改修、風洞装置付二次元波造水路改修、地質試料分析施設更新、構造物衝撃実験設備改修	409,381	400,693.833
	繰越 予算	【繰越予算(H28補正予算)】最終契約額2,216,160千円 大型動的遠心力载荷試験装置更新(増額変更分)	187,320	174,960
	補正 予算	三次元大型振動台改修、加振負荷装置制御設備改修	657,098	654,118.2
	合 計		1,253,799	1,229,772.033
H30	当初 予算	土木研究所本館空調設備新設、水理実験施設給水配管・定圧塔更新、1,000kN疲労試験機改修、構造物衝撃実験設備改修、疲労試験機更新	375,146	326,189
	補正 予算	水理実験施設定圧塔改修、遠心力载荷装置用加振装置等改修	544,000	531,604.6
	合 計		919,146	857,793.6

年度	施設・設備		予算額 (千円)	契約額 (千円)
R1	当初 予算	石狩水理実験場ポンプ施設更新、材料構造共同実験棟ドラフトチャンバー（局所排気設備）更新、第4実験棟屋根改修、輪荷重試験機改修、地盤挙動実験設備改修	569,182	500,767
	補正 予算	破堤メカニズム・対策工検証施設新設、土砂・洪水氾濫実験装置新設、信号に依らない環状交差点実験施設新設、自然共生型災害復旧工法実験施設新設	595,913	581803.2
	合 計		1,165,095	1,082,570.2
R2	当初 予算	材料構造共同実験棟ドラフトチャンバー（局所排気設備）更新、第1実験棟耐震外改修、路面冠水状態予測に係る実験道路の整備、苫小牧寒地試験道路改修	492,990	330,770
	補正 予算	インフラDX推進環境整備、建設機械屋外実験施設エンジニアリングセンター整備、非接触型アスファルト性状試験設備整備、自然共生研究センターの河川CIM検討用施設の改修、分析電子顕微鏡実験室外更新	635,258	未契約繰越
	合 計		1,128,248	—



30MN 大型構造部材万能試験機改修（つくば）[H28]



地質試料分析施設更新（寒地）[H29]



土木研究所研究本館空調設備新設（つくば）[H30]



第4実験棟屋根改修（寒地）[R1]



材料構造共同実験棟ドラフトチャンバー（局所排気設備）更新（つくば）[R2]

1.2 保有施設の有効活用による自己収入の確保

保有施設の貸し付けについて土木研究所ホームページにより情報提供に努めた。

表-8.1.2 保有施設の貸付実績

年度	貸付回数		貸付料	
	年度毎（回）	平均（回）	年度毎（千円）	平均（千円）
H23年度	61	59	13,979	51,471
H24年度	73		31,779	
H25年度	51		89,716	
H26年度	59		32,490	
H27年度	49		89,392	
H28年度	81	—	96,503	—
H29年度	84	—	78,787	—
H30年度	61	—	63,135	—
R1年度	56	—	46,825	—
R2年度	37	—	136,967	—

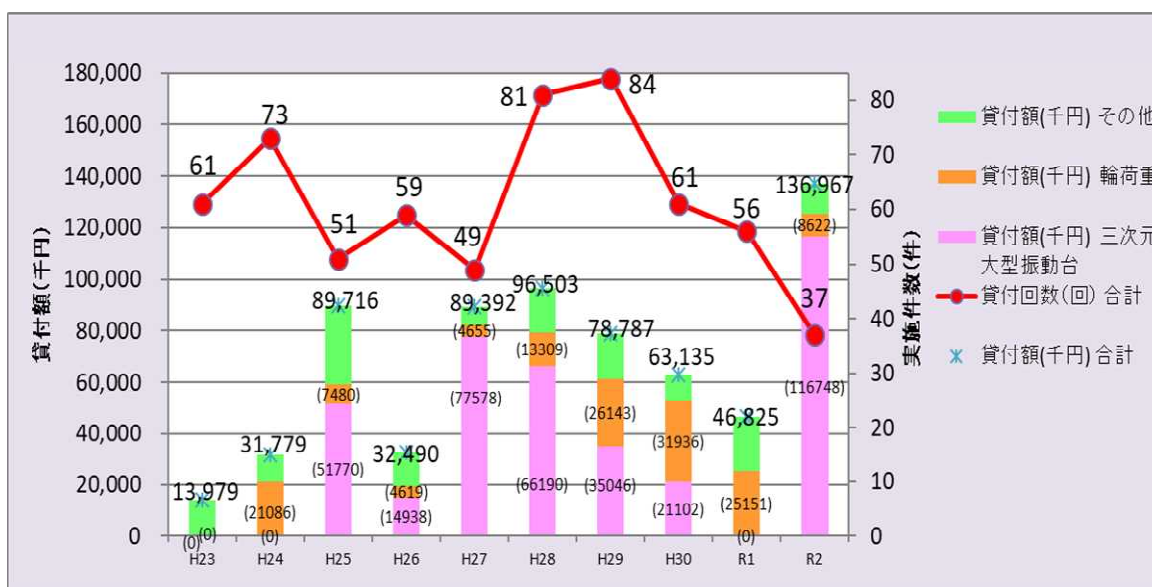


図-8.1.1 保有施設の貸付状況推移

第2節 人事に関する計画

1. 人材の確保、女性活躍推進行動計画の推進、人事交流による技術者の育成

1.1 職員の採用

国立研究開発法人の職員採用は法人の裁量によるところとされているが、土木研究所の研究活動は行政ニーズと密接に関連していることから、新卒者を対象とする研究職員の採用において、国家公務員試験合格を要件としてきた。

今般、研究所の将来を担う多様な人材の確保を目的に、令和元年度新規採用者から、国家公務員試験合格を要件としない新たな採用方式を導入し、研究職を目指す多くの学生等に門戸を拓けることとした。

また、土木研究所における各グループ、チームの研究課題と課題解決のための研究体制について、中長期的な視点で確認し、新卒者の採用や短期雇用の研究員では対応することが難しい場合に、必要となる人材を採用するために、令和2年度より経験者採用職員の採用を行っている。

各年度の採用数、うち博士保有者の割合は表-8.2.1の通りである。

表 - 8.2.1 採用者数の推移

	H28	H29	H30	R1	R2
採用者数	6	11	7	10	15
うち博士保有者割合	83%	82%	57%	20%	33%

1.2 任期付研究員の採用

「研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律」に基づき、任期付研究員の採用を積極的に実施している。各年度の採用数、研究者の総数に占める任期付研究員の割合は表-8.2.2及び図-8.2.1の通りである。

表 - 8.2.2 任期付研究員採用数の推移

	H28	H29	H30	R1	R2
任期付研究員 採用数	11	9	7	6	2

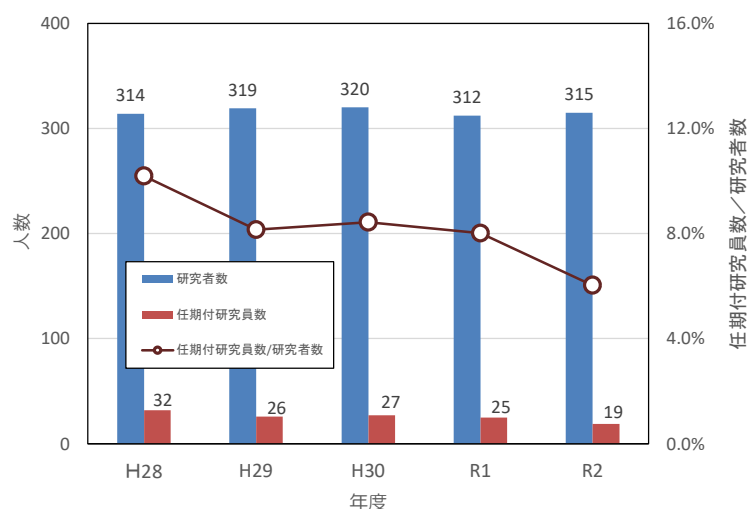


図 - 8.2.1 研究者の推移（各年度3月31日現在）

（研究者数・任期付研究員数：左軸、任期付研究員数/研究者数：右軸）

1.3 専門研究員の雇用

専門研究員は、限られた期間内に緊急かつ重点的に実施する必要が生じた課題での調査研究業務の実施や、土木研究所の職員が専門としない異分野における調査研究業務の実施において、効率的かつ効果的に調査研究業務を推進するために雇用するものであり、各年度の雇用数は表-8.2.3の通りである。

専門研究員による調査研究業務の質的な向上を図るには、より高度な専門性を有する人材を確保することが不可欠である。そのため、時間外勤務手当・住居手当等の支給や就業時間のフレックスタイム制の適用等については職員と同様の待遇としている。また、公募に当たり、外国人が応募しやすい条件で公募を行っている。

表 - 8.2.3 専門研究員雇用数の推移

	H28	H29	H30	R1	R2
専門研究員 雇用数	4	8	4	8	6

1.4 女性活躍推進行動計画の推進

土木研究所の女性活躍推進行動計画の定量的目標（計画期間（平成28年4月1日～平成31年3月31日の3年間及び平成31年4月1日～令和3年3月31日の2年間）における定年制女性職員の採用割合を、一般職30%以上、研究職15%以上。（中途採用を含む））の達成に向けた取り組み状況については、表-8.2.4の通りである。なお、平成31年4月1日～令和3年3月31日間で一般職の採用はなかった。

表 - 8.2.4 定年制女性職員の採用割合の推移（計画期間毎）

	H28～H30	H31～R2
一般職	33%	—
研究職	21%	16%

1.5 人事交流による技術者の育成

国土交通行政及び事業と密接に連携した良質な社会資本の効率的な整備及び北海道開発の推進に資する研究開発を行うため、国土交通省から技術者を受け入れる（表-8.2.5 の通り）など、人事交流を計画的に行った。受け入れた技術者については、研究業務の実施、論文発表、技術指導等の経験を積ませる等により戦略的に育成している。

表 - 8.2.5 国土交通省技術者受入数の推移

	H28	H29	H30	R1	R2
国土交通省 技術者受入数	53	47	51	31	48

1.6 人事評価の実施

職員の職務に対する意欲向上を促し、能力の最大限の活用等を図るため、人事評価（能力評価・業績評価）を実施し、評価結果を昇任や給与（昇格・昇給・業績手当）に反映するとともに、職員一人ひとりにおいても自律的・主体的に仕事に取り組むセルフマネジメントの意識の向上が図られた。

1.7 職員の資質向上

土木研究所の職員の資質向上に資するため、研修計画を策定し、自ら研究資質向上研修、管理者研修等を実施し、積極的に受講させるとともに、行政ニーズに的確に対応した研究活動実現のため、国土交通省等が実施する外部の研修についても職員を参加させた。

また、新規採用及び2年目の若手研究員に対して、論文執筆や現地調査の経験を計画的につませることで能力向上を図るため、研究分野ごとの特性を踏まえつつ育成プログラムを作成した。さらに、発表経験の少ない若手研究者が学会等を想定したプレゼンテーションを行うことにより発表技術の向上を目指すとともに、発表者以外の聴講する職員にも、適切なディスカッションを経験させるため、従来から実施している寒地土研プレゼンテーション・コンペティションに加え、令和元年度より土木研究所つくば研究交流会を実施し、若手研究者が発表を行っている。発表者数については表-8.2.6 の通りである。

さらに、資質向上の一環として、学位の取得を重視し、職員の自発的な取り組みのほか、系統的・継続的な研究課題の設定、査読付き論文の積極的な投稿に向けた指導等を行って

いる。なお、各年度における新規学位取得者数、研究者の総数に占める博士号保有者の割合は表-8.2.7の通り、博士号保有者の推移については図-8.2.2の通りである。

表 - 8.2.6 若手研究者発表者数の推移

	H28	H29	H30	R1	R2
若手研究者 発表者数	13	17	16	38	20

表 - 8.2.7 新規学位取得者数及び研究者の総数に占める博士号保有者の割合の推移

	H28	H29	H30	R1	R2	R3
新規学位取得者 (年度)	4	4	3	2	4	-
研究者の総数に 占める博士号保 有者の割合 (各年5月末日)	34%	36%	38%	39%	36%	36%

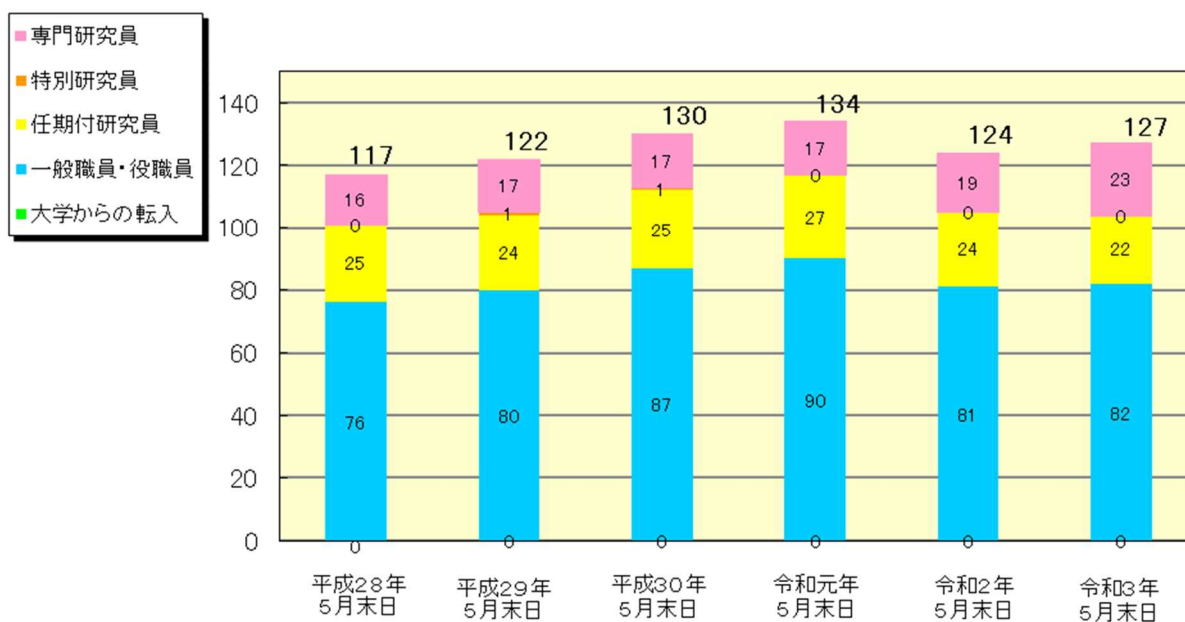


図 - 8.2.2 博士号保有者の推移

2. 給与水準の適正化

土木研究所の給与制度は国家公務員に適用される給与法の俸給表、手当などについて同等の内容としていることから、給与水準は適正なものとなっている。その指標となるラスパイレース指数の推移は表-8.2.8の通りである。

役職員の報酬・給与等については、「独立行政法人の役員の報酬等および職員の給与の公表方法等について（ガイドライン）」（平成15年9月総務省）に沿ってホームページ上にて公表している（<https://www.pwri.go.jp/jpn/about/pwri-info/jouhou/index.html>）。

役員報酬は、平成21年度から期末手当と業績手当に分け、業績手当については独立行政法人通則法第35条の6の規定に基づく業務の実績評価の結果等に応じて支給率を決定することとし、役員としての業績をより明確に反映する仕組みとなっている。

また、職員給与については、職員の人事評価を行い、査定昇給の実施および業績手当の成績率に反映させている。

表 - 8.2.8 ラスパイレース指数の推移

	H28	H29	H30	R1	R2
事務・技術	95.1	93.8	93.7	95.7	94.6
研究	90.6	90.1	89.5	90.2	89.7

第3節 国立開発研究法人土木研究所法第14条に規定する積立金の使途

第3期中期目標期間中からの繰越積立金に係る第4期中長期目標期間の使途について、第3期中期目標期間中に自己収入財源で取得し、第4期中長期目標期間へ繰り越した有形固定資産の減価償却に要する費用に充当した。

第4節 その他

1. 内部統制の充実・強化

1.1 理事長によるトップマネジメントを担保するための環境整備

理事長によるトップマネジメントを確実なものとするため、定期的に理事長をトップとする経営会議及び幹部会を開催し、理事長による統制、意思決定、情報の伝達等を行った。

また、財務、契約、安全衛生等においても理事長のトップマネジメントを行い、財務に関しては、監事および会計監査人の監査前の理事長による意思決定、契約に関しては、入札・契約委員会において理事長による審査及び点検を、安全衛生に関しては、実験業務の安全確保・作業環境の改善を図り労働災害の防止に努めた。

1.2 内部統制の体制整備

内部統制については、平成28年度から、新組織として理事長直属の適正業務推進室が設置されたことに伴い、「国立研究開発法人土木研究所業務方法書」(平成27年4月1日付け)第6章「内部統制に関する事項」の内容を適切に実行するためのルールの整備及び見直しを行い、内部統制の推進を図った。

1.3 リスク管理

リスク管理については、業務に内在するリスク調査を実施し、その対応状況を含めた調査結果について、リスク管理委員会を適宜開催し、速やかに報告するとともに対応状況一覧を所内イントラに掲載し、全ての役職員等に対して情報共有を図るなど、リスクの防止・軽減に努めた。

1.4 研究活動における不正行為の対応及び公的研究費の適正な管理のための取組み

研究活動における不正行為における対応として、研究者全員を対象に“研究倫理eラーニング”を受講させた。平成28年度から英文査読付き論文を対象に盗用検知ソフトによるチェックを開始し、平成30年度から英文要旨及び和文査読付き論文を対象に加え、チェックを実施し、研究不正の防止に努めた。

また、公的研究費の交付を受けた研究者に対しては、補助条件の遵守の徹底を図った。

1.5 監事監査及び内部監査

監事監査については、年度監査計画に基づき計画的な監査を実施しており、令和2年度は財務、公共調達等の監査、内部統制システムの整備及び運用状況に関する監査を始め、新たに庶務・事務業務に関するテーマ監査を加え、統合的リスク管理の視点から、全研究グループ及び業務支援・管理部門の監査を実施した。

内部監査については、令和2年度内部監査年度計画書に基づき監査を実施しており、研究グループ等に対し、適正な業務を持続的に実施していくためのコンプライアンスの推進状況、働き方改革等の推進状況、業務の継続性確保のための対応状況等について監査を実

施した。なお、平成28年度から令和2年度における監事監査及び内部監査の件数については、表-8.4.1のとおりである。

表 - 8.4.1 監事監査及び内部監査の件数

監査の回数 (回)	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
監事監査	16	17	27	34	35
内部監査	6	7	7	5	8

(注1) 内部監査については、平成27年度に設置された監査室が研究グループを始めとする対象部署に実施した監査の回数を計上した。

(注2) 令和元年度の内部監査では、表中に計上されている監査回数のほかに課題確認のためのヒアリング等が行われている。

2. コンプライアンス

コンプライアンスに関しては、「国立研究開発法人土木研究所コンプライアンス委員会規程」に基づき、「コンプライアンス委員会」を適宜開催し、決定された方針について、全ての役職員等へ周知の徹底を図るとともに、方針に基づき取組みを適切に実施し、コンプライアンスに対する意識の浸透・定着に努めた。

主な取組みとして、

- ① ハラスメント、研究不正、発注者綱紀保持等に関する「コンプライアンス講習会」及びコンプライアンスに関する事例を基に、各課室・チーム内で意見交換を行う「コンプライアンスミーティング」を実施した。

表 - 8.4.2 コンプライアンス講習会及びコンプラミーティングの実施回数

	H28	H29	H30	R1	R2
コンプライアンス講習会	6	6	8	8	e-ラーニング※
コンプライアンスミーティング	—	3	4	2	2

※令和2年度のコンプライアンス講習会は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から参加型の講習会に代えて、e-ラーニング(9月~10月)により実施

- ② 国立研究開発法人土木研究所倫理規程、同行動規範及び内部・外部通報窓口を記載したコンプライアンス携帯カードについて、周囲の環境の変化を踏まえ、倫理保持、研究不正・情報セキュリティ・発注者綱紀保持対策、ハラスメント相談窓口、内部・外部通報窓口を記載した新たなコンプライアンス携帯カードを作成し、全ての役職員等へ配付した。また、年度途中に新たに職員となった者についても、適宜速やかに配付を行った。
- ③ 平成30年度末に制定した発注事務に関する「国立研究開発法人土木研究所発注者綱紀

保持規程」の理解促進及び浸透を目的として、基本的事項を整理した「Q&A集」やセルフチェックシートを作成し、全ての役職員等に対し活用の促進を図った。

④コンプライアンスに対する意識の浸透・定着を目的とした、コンプライアンスメールを全ての役職員等に対し、適宜配信した。

3. 情報公開、個人情報保護、情報セキュリティ

3.1 ホームページ等を活用した情報発信

土木研究所の研究成果や活動内容を広く周知するため、ホームページ上で情報公開を行っている。土木研究所 Web マガジン、北の道リサーチニュース、雪崩・地すべり研究センターたより、ICHARM NEWS LETTER、CAESAR NEWS LETTER 及び iMaRRC NEWS LETTER といったコンテンツを掲載するとともに、メールマガジン、メーリングリスト等メール媒体での情報発信を行った。

3.2 刊行物

各部署における研究成果を土木研究所資料や共同研究報告書という形でとりまとめて刊行し、土木研究所の研究成果の周知・普及を図った。

また、土木技術資料（（一財）土木研究センター発行、月刊誌）の監修を行い、当所が関係する報文を掲載した。

3.3 記者発表

土木研究所の活動内容周知、共同研究者募集、イベント告知等のため、ホームページへの掲載に加え、記者発表を行っている。

3.4 マスコミ報道

平成 28 年度から令和 2 年度において、当所職員が国・地方自治体等からの要請により自然災害現場に派遣し、その対応する模様がマスコミにおいても報道された。

その他、土木研究所での取組や新技術の発表等についても報道された。

3.5 講習会等

平成 28 年度から令和 2 年度において、第 1 章第 1 節～第 3 節④成果の普及に示した通り、土木研究所講演会、土研新技術ショーケース等の講習会等を主催した。また、外部機関等が主催した講習会等において講演を行い、土木研究所の研究成果を広く周知した。

3.6 施設見学・一般公開

平成 28 年度から令和 2 年度において、一般への施設見学を実施した。令和 2 年度については新型コロナウイルス感染拡大防止策を講じたうえで人数を限定して実施した。

また、一般公開イベントを茨城県つくば市、北海道札幌市の研究施設でそれぞれ 12 回、8 回の計 20 回実施した。

施設見学においては土研全体の簡易なパンフレットを用意し、より理解していただけるよう努めた。

一般公開イベントにおいては体験型のコンテンツを多数用意し、普段土木に馴染みが少ない学生をはじめとする一般の方々に対し、分かりやすくかつ楽しくアピールできるように催しを行った。

表 - 8.4.3 一般公開の実施回数

	H28	H29	H30	R1	R2 (※)
つくば	3	3	3	3	0
寒地	2	2	2	2	0
合計	5	5	5	5	0

(※) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止とした

3.7 行政文書開示請求

平成28年度から令和2年度における開示請求件数は以下のとおりである。

表 - 8.4.4 開示請求の件数

	H28	H29	H30	R1	R2
開示請求件数	4	1	5	6	8
うち、開示	1	1	5	6	8
うち、不開示	3	—	—	—	—

3.8 個人情報保護

個人情報保護法への対応に加え、平成28年度から特定個人情報の取扱いが始まったことを受け、管理体制の整備等や保有個人情報が適切に管理されているか管理体制の点検を行った。また、ホームページにより「独立行政法人等非識別加工情報に関する提案の募集」を行った。

3.9 情報セキュリティ

継続的に、情報セキュリティの確保、維持、向上を図るため、情報セキュリティポリシーに基づき、情報セキュリティ委員会の実施、情報セキュリティ講習会（eラーニング）や標的型メール訓練の教育、情報セキュリティ対策の自己点検の実施、内部監査を実施した。

また、外部からの不正アクセス対策、ウィルス感染対策の強化を目的としたファイアウォール装置の適切な運用、情報システム環境の技術的な対策の強化及び機能向上を図った。

4. 保有資産管理

当期の中長期目標期間中において、実験施設の稼働見直し・各研究チームでの共同利用等を調査し、実験施設の継続保有や整備の必要性について、見直し検討会議での検証を毎年度実施している。

また、固定資産の減損の兆候調査についても、財産管理職ごとに毎年度実施している。

なお、令和3年度においても、引き続き、保有資産の必要性について不断に見直しを行うとともに、見直し結果を踏まえて、研究所が保有し続ける必要がないものについては、支障のない限り、国へ返納を行うこととする。

表 8.4.5 各年度における見直し検討会議等の開催回数

	H28	H29	H30	R1	R2
見直し検討会議回数	1	1	1	1	1
減損の兆候調査回数	1	1	1	1	1
保有資産の見直しの結果 返納した資産数	0	0	0	0	0

5. 知的財産権

5.1 知的財産権の取得

各研究チーム等の研究成果のうち知的財産権として権利化する必要性や実施の見込みが高いもの等について、知的財産委員会において十分審議するとともに、その結果を踏まえ、積極的に権利の取得に努めた。平成28年度から令和2年度までに、特許権では14件が出願され、平成27年度以前に出願されたものも含め28件が登録に至った。意匠権では2件が出願から登録まで、プログラムにおいても13件が登録に至った。

5.2 知的財産権の維持管理

権利ごとに定めた維持方針に基づき、審査請求や特許料納付等の支出を伴う手続き時点において、維持する必要性や活用される見通し等を手続きの期限までに改めて吟味し、関係者との調整内容を踏まえて必要な手続きを行った。以上の結果、令和3年3月31日時点で199件の産業財産権を保有することとなった(表-8.4.6)。なお、42件の特許権、7件の意匠権及び1件の商標権については放棄の判断がなされ、維持管理経費の削減額は今中長期計画期間において、推定で942千円となった。

表 - 8.4.6 産業財産権の出願・登録・消滅・保有件数の推移

		H28	H29	H30	R1	R2
出願 件数	特許権	3	4	2	2	7
	実用新案権	0	0	0	0	0
	意匠権	0	1	0	0	1
	商標権	0	0	0	0	0
	計	3	5	2	2	8
登録 件数	特許権	5	6	10	6	1
	実用新案権	0	0	0	0	0
	意匠権	0	1	0	0	1
	商標権	0	0	0	0	0
	計	5	7	10	6	2
消滅 件数	特許権	13	19	14	18	12
	△ (うち放棄)	4	12	7	12	8
	実用新案権	0	1	1	0	0
	△ (うち放棄)	0	0	0	0	0
	意匠権	0	0	6	1	1
	△ (うち放棄)	0	0	6	1	0
	商標権	1	1	0	0	0
	△ (うち放棄)	1	0	0	0	0
計	14	21	21	19	13	
△ (うち放棄)	5	12	13	13	8	
保有 件数	特許権	225	210	198	182	177
	実用新案権	2	1	0	0	0
	意匠権	20	21	15	14	14
	商標権	9	8	8	8	8
	計	256	240	221	204	199

※特許権の出願件数には譲渡を受けたもの(R1:1件/2件、R2:3件/7件)も含む

5.3 知的財産権の活用

保有する知的財産権の活用促進を図るため、毎年度、第1章各節の「④成果の普及」に記述した各種普及活動のほか、活用が進まない特許権等に焦点を当て公募等により実施者を見つけ出す「未活用特許等の実施者募集制度」（計2件）、実施料等収入を技術の実用化等に活用する「知的財産権活用促進事業」（計24件）をはじめ、複数の者が共有する特許権等を一元管理の下で効率的に実施許諾する「パテントプール契約制度」（6件（R2時点））や実際の現場に適用できるよう技術の熟度を高め普及促進を図る枠組みである「研究コンソーシアム」（9件（R2時点））を利用する等、関係者と協力しながら積極的に活用促進方策を立案・実施した。また、研究所が保有する著作権を運用した著作物として「グランドアンカー維持管理マニュアル」を出版した。

以上のような取組みの結果、新たに41件の特許権等と実施契約が締結され、産業財産権とノウハウを合わせた実施契約率は48.0%となった（表-8.4.7）。過年度から継続している契約、法人著作物による印税収入等も含めた権利種別毎の収入は表-8.4.8に示すとおりとなり、合計263,848千円の実施料等収入を得ることができた。

表 - 8.4.7 産業財産権とノウハウの実施契約率の推移

	H 28	H 29	H 30	R1	R2
保有件数	258	242	223	206	200
契約件数	102	105	100	98	96
実施契約率	39.5%	43.4%	44.8%	47.6%	48.0%

表 - 8.4.8 権利種別毎の収入（円）

	特許権	実用新案権	ノウハウ	プログラム	法人著作	計
H28	24,045,932	94,840	7,231,680	134,368	95,695	31,602,515
H29	33,722,503	2,419	9,015,408	83,349	58,522	42,882,201
H30	42,825,933	0	9,143,712	38,880	41,765	52,050,290
R1	74,173,686	0	9,258,144	0	53,442	83,485,272
R2	79,323,233	0	0	0	112,691	79,435,924
合計	254,091,287	97,259	34,648,944	256,597	362,115	289,456,202

5.4 知的財産権に関するその他の取組み

講習会等の開催や外部機関による研修制度の利用等、職員の知的財産権に対する意識の向上を目的とした活動を継続的に実施している。講習会等については、今中長期計画期間において表-8.4.9のとおり開催した。開催に際してはテレビ会議システムを利用し、主催がつくば中央研究所側と寒地土木研究所側とに関わらず双方向で聴講できるようにした。また、いずれも講演後には活発な質疑応答が行われた。

表 - 8.4.9 講演会等の開催

	回数 (回)	参加人数(人) (年度合計)	主なテーマ
H28	1	45	研究者のための職務発明制度と改正特許法、著作権の知識
H29	3	153	オープンデータ等に関する知財制度、著作権と広報活動上の注意点
H30	5	311	A I 技術の権利保護、コンピュータ関連発明の基本と権利化の留意点
R1	1	63	A I 技術の権利保護
R2	1	31	学術論文と特許書類との違いからみる特許出願の準備

研究業務により発生する知的財産権の取得や維持管理、著作権の運用等の手続きを適正に行うため、規程類を整備している。平成 29 年度には「職務発明規程」および「実施要領」を大幅改正し、令和 2 年度には「研究成果物取扱規程」を新たに策定した。

6. 安全管理、環境保護、災害対策

安全管理としては、職員の安全確保に災害派遣時を含め、安否確認システムを導入し、安否確認を行っている。地震時には自動的に安否確認を行う仕組みを導入している。

環境保護として、土木研究所では環境負荷の低減に資する物品調達等を推進している。

災害対策においては、地震時に備え、防災訓練で職員安否確認システム訓練、避難訓練、停電時非常電源の状況確認を行っている。令和元年度において、防災訓練や北海道胆振東部地震での対応を踏まえ、防災業務計画や地震時初動マニュアルを改正した。